

一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)の基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。

(3) 南山城村暴力団排除条例(平成24年南山城村条例第23号)第2条第3項に規定する暴力団員又は同上第4項に規定する暴力団員等でないこと。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置(以下「指名停止措置」という。)がなされていないこと。

(5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行っていない者であること。

(6) 一般競争入札参加確認申請の時点において建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査について、有効な結果通知を受けている者であること。

(7) 入札に参加する者に必要な資格における許可の種類及び営業所とは、建設業法第3条の規定による建設業の許可の種類及び営業所をいう。

(8) 入札に参加する者に必要な資格における業種とは、当該発注年度において、総合点を付与された業種にあつてはその工事種別、付与されず資格有りとされた業種にあつてはその工事種別という。

(9) 入札に参加する者にひるような資格における総合点とは、当該発注年度における最新の総合評定値通知書記載の工事種別ごとの総合評定値をいう。

(10) 入札に参加する者に必要な資格における配置予定技術者については、当該法人又は個人が直接雇用する技術者でなければならない。

(11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号n規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合。

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア

又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2 設計図書の入手方法等

(1) 確認申請書等の入手方法

ア 原則として、当該の公告に示す配布期間に京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

イ やむを得ず窓口配布を希望する場合は、該当の公告に示す配布期間（午前9時から午後5時まで（正午から午後1時まで及び閉庁日を除く。））に、当該の契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。

なお、配布の場合、確認申請書等は、当該工事の入札参加資格を満たす者に限る。

(2) 設計図書等の閲覧

ア 閲覧設計図書（図面抜粋）については、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードできる。なお、設計図書については、図面中に記載の縮尺と差異が生じる場合があるので注意すること。

イ 閲覧設計図書の全部については、当該公告の示す閲覧期間（午前9時から午後5時まで（正午から午後1時まで及び閉庁日を除く。））に、当該の契約条項を示す場所で閲覧することができる。

なお、閲覧設計図書の全部の入手を希望する場合は、当該の契約条項を示す場所に問い合わせること。

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、該当の公告に示す提出書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、本工事は、原則として京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）によって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う対象工事である。

機器の不具合等のやむを得ない理由から電子入札システムによりがたい者は、発注者の了解を得て例外的に、紙入札方式によることができる。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法

ア 電子入札システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という）は、電子入札システムにより該当の公告に示す提出書類を提出すること。

なお、一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の容量が総量で2メガバイトを超える場合若しくは資格確認資料に正本が必要な場合は、その全部について当該の契約条項を示す場所に持参又は郵送（申請書の受付期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）するとともに、確認申請書に資格確認資料を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送の場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

イ やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）は、当該の公告に示す受付期間内（午前9時から午後5時まで（正午から午後1時まで及び閉庁日を除く。））に、提出書類を該当の契約条項を示す場所にファクシミリ又は持参すること。（紙入札者の郵送は認めない。）

(2) その他

ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、本村において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、当該工事の入札への参加を認めないとともに、指名停止措置を行うことがある。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本村に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日

(閉庁日を含まない。)を経過する日まで(午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。))に持参した場合に限り、説明を求めることができる。(郵送又は電送によるものは受け付けない。)

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日(閉庁日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 確認申請書、資格確認資料及び設計図書に関する質問回答

- (1) 確認申請書、資格確認資料に関する質問は、電話等による問い合わせを随時受ける。
- (2) 設計図書に関する質問については、別記様式に記入し、当該の公告に示す期限までに提出すること。
- (3) 回答については、確認申請書及び資格確認資料に関する質問にあつては速やかに、設計図書に関する質問にあつては該当の公告に示す日に入札情報公開システムに掲載する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 電子入札者は、電子入札システムにより入札書及び工事費内訳書を提出すること。

なお、工事費内訳書の容量が2メガバイトを超える場合は、当該の契約条項を示す場所に持参又は郵送(入札期日までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)をするとともに、入札書に、工事費内訳書を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日(郵送する場合に限る。)を記載したファイルを添付すること。

イ 紙入札者は、当該の公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く)に該当の契約条項を示す場所へ入札書及び工事費内訳書を持参すること。

(2) 入札書受付期間

入札書受付期間のうち、最終日は、トラブル発生処理等の予備日とするため、原則最終日の前日までに入札書を提出すること。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとする。千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(4) 工事費内訳書

ア 入札書の投函に併せ、工事費内訳書を提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格(消費税相当額を除く合計金額)に一致させること。

ウ 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は本公告で指示した金抜き設計書の項目に一致させることとし、作成の範囲は、別紙留意事項による。

なお、合計金額(消費税込み)は、予定価格以下で作成すること。

また、工事費内訳書の表紙には、工事名、工事番号及び商号(名称)を記載すること。

エ 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 当該公告の入札参加資格要件に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書又は資格確認資料の確認を受けていない者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のICカードを使用しての入札を含む。)をした者の行った入札

オ 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った入

札

- カ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者の IC カードを使用して入札に参加した者の行った入札
- キ 不正の目的を持って IC カードを使用した者の行った入札
- ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札
- ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- コ 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札
- サ 氏名、印鑑（電子署名を含む。）若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札
- シ 入札関係職員の指示に従わない等入札の秩序を乱した者の行った入札
- ス 所定の入札保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行わない者。ただし、入札保証金免除の場合は、この限りでない。
- セ 開札時において有効な工事費内訳明細書の提出がなかった者の入札
- ソ 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示、又は提出した者の行った入札
- タ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札
- チ 開札日において有効な経営事項審査の結果通知のない者の行った入札
- ツ その他入札条件に違反した者の行った入札

（6）入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札を辞退することができる。辞退する場合、入札書を提出するまでの間は電子入札システムにおいて辞退の登録を行うものとし、入札書を提出以降、開札の開始に至るまでの間は入札辞退届を当該の契約条項を示す場所へ持参すること。また、電子入札における紙入札者については、開札の開始に至るまでに入札辞退届を持参すること。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、指名停止措置を行うことがある。

（7）契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（8）契約書作成の要否

要する。

（9）持参による入札

- ア 入札書は、表封筒に開札日、工事名及び入札書が在中している旨を記載すること。
- イ 入札書と同時に工事費内訳書を提出すること。
- ウ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

7 入札保証金

免除する。

8 契約保証金

落札者は、予定価格が500万円以上の工事については、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

南山城村暴力団排除条例（平成24年3月6日南山城村条例第23号）第10条第5項の規定による「誓約書」を発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合、技術者の専任を求める工事において、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合又

は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合も同様とする。

10 契約書の作成

落札者の決定後、落札決定通知書で指定した日までに作成し提出すること。

11 入札の中止

村長は、一般競争入札を行うにあたり、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるとき又は天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を取り消し又は中止することができる。

12 その他

- (1) 入札参加者は、本公告文、設計図書及び仕様書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 電子入札にあつては、「南山城村電子入札運用基準」を遵守すること。
- (3) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (5) 開札後、契約を締結するまでに落札者（共同企業体が落札者である場合は、当該共同企業体及び各構成員）が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (6) 予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。
なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。また、指名停止措置を行うことがある。
- (7) 工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人については、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事との兼務はできない。ただし、契約書第10条第3項に定める規定による場合はこの限りでない。
なお、これに違反した場合は、契約の解除及び指名停止措置を行うことがある。
- (8) 南山城村暴力団排除条例第10条第5項の規定により「誓約書」を提出すること。
なお、誓約書を提出しない場合は、契約しない。
- (9) 落札者は原則として資格確認資料で記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (10) 開札の前後にかかわらず、入札参加者が一者のみの場合は、入札を中止することがある。
- (11) 発注担当職員に対する非公開情報の不正な聞き出し等については、公表し当事者に指名停止等の措置を行う。
- (12) 落札者は、「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」（以下「元下指針」という。）を遵守すること。
なお、正当な理由なく発注者の指示に従わない場合は、契約の解除、指名停止等の措置を行う。
- (13) 下請負は、原則建築一式工事では3次以内、建築一式工事を除く建設工事では2次下請以内とするものとする。なお、下請次数がこれを超える場合は、重層下請理由書及び定められた次数を超える重層下請に係る全ての賃金台帳の写しを提出すること。

紙入札用参考様式

(参考様式1)

入 札 書

金 額	
工事番号	
工 事 名	
工事場所	

上記のとおり工事設計書、仕様書、図面及び実地を熟覧し、入札の諸条件を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所
氏名又は名称

南山城村長 様

印

(備考) 入札書は、入札用封筒に入れて封印等の処理をすること。

委 任 状

私は ㊟ をもって代理人と定め、南山城村が発注
する
工事に係る下記の権限を委任します。

記

委任事項 工事入札に関する権限

工事番号

工 事 名

工事場所

委任期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

おって、本委任状は、当事者双方の連署がなければ、委任の解除は効力なきもの
とする。

令和 年 月 日

住 所
委任者

㊟

住 所
受任者

㊟

入 札 辞 退 届

工事番号

工 事 名

工事場所

この度、上記工事の指名を受けましたが、下記理由により入札を辞退します。

記

理由 _____

令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称

⑨

南 山 城 村 長 様

入札用封筒 参考例

入札用封筒
(表面)

Diagram of the front of a bid envelope. The envelope is shown in a 3D perspective view. The text on the front is as follows:

南山城村長 様 入札書

工事番号
工事名
入札日
入札者住所氏名・押印 ㊞
※代理人の場合はその氏名を記入し押印

入札用封筒
(裏面)

Diagram of the back of a bid envelope. The envelope is shown in a 3D perspective view. The text on the back is as follows:

封印 封印 封印